

高知大学情報セキュリティ委員会規則

平成 27 年 3 月 25 日
規則 第 153 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に国立大学法人高知大学組織規則第 16 条第 1 項の規定に基づき本学における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため設置する高知大学情報セキュリティ委員会（以下「情報セキュリティ委員会」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報の処理及び情報ネットワークに関わるシステムをいう。
- (2) 情報資産 情報システム並びに情報システム内部に記載された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記載された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。
- (3) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
(最高情報セキュリティ責任者及び副最高情報セキュリティ責任者)

第 3 条 本学に、最高情報セキュリティ責任者(Chief Information Security Officer)（以下「CISO」という。）を置き、理事(研究・医療・評価・I R 担当)をもって充てる。

- 2 CISO は、本学における情報セキュリティに関する総括的な権限及び責任を有する。
- 3 本学に、副最高情報セキュリティ責任者（以下「副 CISO」という。）を置き、委員のうちから CISO が指名する。
- 4 副 CISO は、CISO を補佐し、CISO に事故があるとき又は CISO が不在のときは、その職務を代行する。

(審議事項)

第 4 条 情報セキュリティ委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの策定、評価及び見直しに関する事項
- (2) 情報セキュリティポリシーの遵守の励行及び違反に対する措置に関する事項
- (3) 情報セキュリティに関する啓発及び教育に関する事項

(4) その他情報セキュリティに関し必要な事項

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) CISO
 - (2) 学術情報基盤図書館長
 - (3) 学系長
 - (4) 学部長
 - (5) 共通教育主管
 - (6) センター連絡調整会議議長
 - (7) 医学部附属病院長
 - (8) 医学部附属医学情報センター長
 - (9) 事務局長
 - (10) 研究国際部長
 - (11) その他委員長が指名した者
- (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、CISOをもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、副CISOをもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が不在のときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の代理出席を認め、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(学長への報告)

第10条 委員会の審議については、学長に報告するものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、研究国際部学術情報課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、CISO が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第155号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第114号)

この規則は、令和2年3月31日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日規則第101号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。